

地域福祉支援センター 亀吉 運営規程

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活
を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適
切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供
されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、藤沢地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図
り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 地域福祉支援センター 亀吉
- 2 所在地 神奈川県藤沢市鵜沼海岸 7-20-21

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとする。
- 2 介護支援専門員 1名以上（1名は常勤専従とする）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日・祝日も営業（年末年始・土・日は休み）
- 2 営業時間 10：00～15：00
- 3 電話等により、24 時間、365 日、常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提
供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介

護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担はない。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者に説明・同意を得た上で交付する。サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、最低でも月1回は自宅を訪問し居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

介護支援専門員は、必要に応じサービス担当国会議を利用者自宅で開催し、利用者、その家族、担当者から意見を求めるものとする。

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、藤沢市内とする。

(苦情・ハラスメント対策)

第8条 提供した指定居宅介護支援事業所又は計画書に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じ、苦情受付担当・窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援事業所に関し、法の定めるところにより、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は自ら居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して利用者に対しての必要な援助を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定し、および設置する事。
- ② 成年後見制度の利用を支援する事。
- ③ 事業所において、従業員に対し虐待の防止の為の研修を定期的実施する事。
- ④ 利用者に対する虐待の防止の為の対策を検討するため委員会を定期的に解説するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る事。
- ⑤ 虐待防止等の適正の為の指針の整備。
- ⑥ 事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待をうけたと思われる利用者を発見して場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

第10条 身体拘束の禁止

- 1 事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護る為緊急やむを得ない場合を除く、身体拘束その利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行なわなものとす。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応や時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する事とする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずるものとする。
 - ① 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従事者への周知徹底を行う。
 - ② 身体拘束等の適正に為の指針を整備。
 - ③ 従事者にたいし、身体拘束等の適正化の為の研修の定期的な実施。

(緊急時対応)

第11条 事業者は、支援に当たり、事故、体調の急変があった場合事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関等に必要な連絡と情報提供を行い必要な措置を講ずる。又状況に応じ侵害賠償等の手続き等を進める。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しない様に、次の対策を講じる様努める。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について従事者への周知を徹底する。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- 4 事業所において、従業員に対して感染症の予防及びまん延の防止の為の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の為の訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者の対する必要なサービ

スを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

2 事業者は、従事者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職場におけるハラスメントの防止）

第14条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（その他運営についての留意事項）

第15条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明記する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和8年1月1日から改定する。